

# 令和5年第2回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第3日（令和5年6月22日）

|  |    |
|--|----|
| 議事日程（第3号）  | 67 |
| 日程第1 議案第34号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第2 議案第35号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第3 議案第36号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第4 議案第37号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第5 議案第38号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第6 議案第39号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第7 議案第40号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第8 議案第41号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第9 議案第42号 宇治田原町農業委員会委員の任命について  | 70 |
| 日程第10 議案第43号 宇治田原町農業委員会委員の任命について   | 70 |
| 日程第11 議案第44号 宇治田原町農業委員会委員の任命について   | 70 |
| 日程第12 議案第45号 宇治田原町農業委員会委員の任命について   | 70 |
| 日程第13 議案第46号 宇治田原町農業委員会委員の任命について   | 70 |
| 日程第14 議案第47号 宇治田原町農業委員会委員の任命について   | 70 |
| 日程第15 議案第27号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するに<br>いて                                      | 70 |
| 日程第16 議案第31号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関す<br>る条例の一部を改正する条例を制定するについて                 | 70 |
| 日程第17 議案第33号 財産の取得について   | 70 |
| 日程第18 議案第28号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業<br>の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例<br>を制定するについて | 73 |
| 日程第19 議案第29号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基<br>準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについ<br>て         | 73 |
| 日程第20 議案第30号 宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部<br>を改正する条例を制定するについて                       | 73 |

|       |                       |   |    |
|-------|-----------------------|---|----|
| 日程第21 | 議案第32号                | 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する<br>について…………… | 73 |
| 日程第22 | 議案第26号                | 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）……………                                    | 76 |
| 日程第23 | 議員派遣について……………         |   | 77 |
| 日程第24 | 閉会中の継続調査の申し出について…………… |   | 77 |

令和5年第2回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和5年6月22日

午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第34号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第2  | 議案第35号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第3  | 議案第36号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第4  | 議案第37号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第5  | 議案第38号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第6  | 議案第39号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第7  | 議案第40号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第8  | 議案第41号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第9  | 議案第42号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第10 | 議案第43号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第11 | 議案第44号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第12 | 議案第45号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第13 | 議案第46号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第14 | 議案第47号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について   |
| 日程第15 | 議案第27号 | 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて                                 |
| 日程第16 | 議案第31号 | 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて             |
| 日程第17 | 議案第33号 | 財産の取得について   |
| 日程第18 | 議案第28号 | 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第19 | 議案第29号 | 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて         |
| 日程第20 | 議案第30号 | 宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて                   |
| 日程第21 | 議案第32号 | 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて      |

日程第22 議案第26号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）

日程第23 議員派遣について

日程第24 閉会中の継続調査の申し出について

### 1. 出席議員

|     |     |       |    |
|-----|-----|-------|----|
| 議長  | 12番 | 浅田晃弘  | 議員 |
| 副議長 | 1番  | 山内実貴子 | 議員 |
|     | 2番  | 榎木憲法  | 議員 |
|     | 3番  | 馬場哉   | 議員 |
|     | 4番  | 森山高広  | 議員 |
|     | 5番  | 山本精   | 議員 |
|     | 6番  | 宇佐美まり | 議員 |
|     | 7番  | 藤本英樹  | 議員 |
|     | 8番  | 今西利行  | 議員 |
|     | 9番  | 上野雅央  | 議員 |
|     | 10番 | 原田周一  | 議員 |

### 1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

|          |       |
|----------|-------|
| 町長       | 西谷信夫君 |
| 副町長      | 山下康之君 |
| 教育長      | 奥村博巳君 |
| 政策監      | 星野欽也君 |
| 総務担当理事   | 奥谷明君  |
| 建設事業担当理事 | 垣内清文君 |
| 教育次長     | 黒川剛君  |
| 総務課長     | 村山和弘君 |
| 企画財政課長   | 中地智之君 |
| 税住民課長    | 廣島照美君 |

|            |         |
|------------|---------|
| 福祉課長       | 中村浩二君   |
| 健康対策課長     | 岡崎一男君   |
| 子育て支援課長    | 岩井直子君   |
| 建設環境課長     | 谷出智君    |
| 産業観光課長     | 田村徹君    |
| 上下水道課長     | 下岡浩喜君   |
| 会計管理者兼会計課長 | 長谷川みどり君 |
| 社会教育課長     | 立原信子君   |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 矢野里志君 |
| 庶務係長 | 重富康宏君 |

---

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議案第34号～議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第1から日程第14まで、議案第34号から議案第47号までの14議案を一括議題といたします。

既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号から議案第47号までの宇治田原町農業委員会委員の任命についての14件を一括して採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第34号から議案第47号までは原案どおり同意することに決定しました。

---

◎議案第27号及び議案第31号並びに議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第15から日程第17まで、議案第27号及び議案第31号並びに議案第33号の3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、6月8日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、原田周一委員長。

○総務建設常任委員会委員長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは総務建設常任委員会に付託されました3議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第27号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第31号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第33号、財産の取得については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、当初予算では4,288万9,000円が計上されているのに対し、今回の取得予定金額は3,410万円で、878万9,000円の金額差となっているが、その要因はいかがかとの質疑があり、予算要求時には複数の登録業者に参考見積りを依頼し、その平均値に最も近い見積額を当初予算計上している。入札に当たっては、5者を指名し、そのうち2者が入札され、競争の原理が働いたことにより、予算額と取得金額に差が生じたものであるとの答弁があったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15、議案第27号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○8番（今西利行） ただいま議題となっています議案第27号、宇治田原町税条例の一部

を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

今回、個人町民税に係る改正として、2024、令和6年度から、個人住民税均等割と併せて、国税である森林環境税、1人年額1,000円を町が賦課、徴収することとなります。

森林環境税は、森林の吸収源対策や公益的機能の恩恵を口実に、国やCO<sub>2</sub>排出企業が引き受けるべき負担を、国民個人に押しつけるものです。国が決めたことであり、町としては致し方ないこととは思いますが、これは国と企業の責任を免罪するものであり、賛成することはできません。

また、森林環境税は森林経営管理法に基づき、地方自治体が新たに行う事務や事業の財源に充てるため、森林環境譲与税として配分されますが、その配分方法に問題があります。集められた税金は、50%が市区町村に存在する森林の面積に応じて、20%が林業従事者の数において、そして、30%が人口に応じて譲与されます。交付基準の人口指標が林業従事者の割合よりも高くされたことで、私有人工林がない都市部に多額に配分される問題等があります。

地球温暖化防止対策は、国とCO<sub>2</sub>排出企業が責任を持つべきであり、国民に負担を求めるべきではないとの立場から、本議案に反対とします。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） これで討論を終わります。

これより議案第27号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第31号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号の採決をいたします。



本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第33号、財産の取得についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号～議案第30号まで及び議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第18から日程第21まで、議案第28号から議案第30号まで及び議案第32号の4議案を一括議題といたします。

4議案につきましては、6月8日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、馬場哉委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（馬場 哉） それでは文教厚生常任委員会に付託された4議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第28号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第29号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、家庭的保育事業とはどういった事業で、改正内容である安全計画の具体的内容はどの質疑があり、主に3歳未満の乳幼児を対象に、自宅等で保育士や保育ママと呼ばれる方が保育を行う事業で、現在、本町では事業者において事業は行われていない。安全計画の策定とは、日常を安全に過ごすための設備点検や、避難など非常時の対応等に関する計画であり、それに伴う職員研修や訓練、保護者への周知を行うとともに、定期的に見直しを行い、よりよい方向につなげるものが具体的な内容であるとの答弁があったところです。

次に、議案第30号、宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第32号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました4議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第28号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第29号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第30号、宇治田原町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第32号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(浅田晃弘) 日程第22、議案第26号、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案につきましては、6月8日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、原田周一委員長。

○予算特別委員会委員長(原田周一) それでは予算特別委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第26号、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでございます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(浅田晃弘) ただいま報告のありました議案第26号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第26号の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長(浅田晃弘) 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(浅田晃弘) 日程第24、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

本件は、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、これをもって令和5年第2回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時29分

○議長(浅田晃弘) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) 発言の機会をいただきましたので、ご挨拶を申し上げる前に、去る16日にご逝去されました下岡久五郎氏を悼み、一言お悔やみを述べさせていただきます。

ご承知のとおり、下岡久五郎氏は茶作りの名人として、天皇杯や黄綬褒章、さらには旭日双光章を受賞されるなど、日本緑茶発祥の地、宇治田原町のブランド力向上にご尽力をいただく中で、茶業振興だけでなく、観光振興に至るまで、本町のまちづくりにあまたの功績を残されました。

また、消防団長として地域防災にも多大な貢献をいただいております。その率直で熱血的なお人柄と生前のご活躍をしのび、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、改めまして6月定例会閉会に当たりましての、ご挨拶申し上げます。

6月8日に開会されました令和5年第2回定例会も、15日間の会期日程を終え、本日をもちまして閉会となりましたが、議員各位におかれましては、本会議や委員会で連日慎重な審議、審査を賜り、大変ありがとうございました。

今定例会に上程させていただきました令和5年度一般会計補正予算(第2号)をはじめとする全ての案件につきまして、原案どおりご可決、ご同意いただき、誠にありがとうございました。

今回、常任委員会及び特別委員会で大変お世話になりました各委員会の正副委員長様には厚くお礼を申し上げます。

また、ご可決をいただきました予算等につきましては、速やかに執行に努めてまいりますとともに、一般質問並びに各委員会の審査において賜りましたご意見やご要望などにつきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、都市計画道路宇治田原山手線の一部区間である、南地内から役場間につきましても、6月18日に西脇京都府知事をはじめ多くの関係者ご臨席のもと、開通式を挙行之、供用を開始することができました。

町長就任以来、宇治田原町の未来のため不可欠な誘導軸として、その必要性を訴え続けてきたみちづくりが、いよいよ目に見える形となりました。

議員各位をはじめ関係機関の皆様と、宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議にて、啓発、広報をはじめ要望活動を行ってまいったところであり、この間の我々の活動、思いが先日の開通式につながったものであると、厚くお礼を申し上げます。

今後も、西脇京都府知事と連携する中で、残る区間である役場から宇治田原工業団地間の早期開通に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

梅雨の季節を迎え出水期に入りましたが、今後の台風による影響等も含め、大きな災害が発生しないことを願うところでございます。

本町といたしましても、住民の皆様方が安心、安全に日々の生活が送れるよう感染症予防を踏まえた防災対策の強化を図るなど、危機感を持って備えていかなければならないと考えておるところでございます。

今後も、議員各位、住民の皆様方のご協力をいただく中で、防災減災対策に取り組んでまいりますので、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これからも天候不順な日々が続き、また、日に日に夏の暑さが増してまいります、議員各位におかれましては、どうか健康に十分ご留意をいただき、宇治田原町政の発展のために、ますますご活躍をいただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） ご苦労さまでございました。

6月定例会閉会に当たり、私からも一言、ご挨拶申し上げます。

6月18日には都市計画道路、宇治田原山手線の宇治田原町役場から南地域までが開通いたしました。このことは、住民会議の皆様をはじめ、町と議会が一緒になり、京都府に要望を重ねてきた成果であり、大変うれしく感じております。引き続き、残区間について少しでも早く開通できますよう、よろしくお願いしたいと思います。

また、6月19日に行われました京都府開庁記念日記念式典において、西谷信夫町長が市町村・地域自治功労者表彰をお受けになられました。

改めまして、おめでとうございます。

この表彰は、多年にわたる地方自治の発展と、住民福祉の向上に寄与されたことに対するものであり、心からお喜び申し上げます。

表彰を契機とされ、なお一層ふるさと宇治田原のためにご尽力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） ただいまは浅田議長より温かいお言葉をいただきました。誠にありがとうございます。

平成25年2月に町長に就任させていただいて以来、はや10年という歳月が経過をいたしましたところでございます。

そういった中で、先日、市町村・地域自治功労者表彰を京都府より受けることができました。ひとえに今日までご理解、ご協力を賜りました議会議員の皆様、また、京都府はじめ関係機関の皆様、そして、本町職員、そして、何よりも多くの住民の皆様方にお支えいただいたおかげであると心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後も宇治田原山手線全線開通をはじめ、未来に希望と責任が持てる、持続可能なまちづくりに力戦奮闘、努力してまいる所存でございますので、今後とも何とぞご協力、また、ご支援賜りますことを心からお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（浅田晃弘） それでは、6月定例会、閉会をいたします。

ありがとうございました。



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 馬 場 哉

署 名 議 員 今 西 利 行